

特別法人税にかかる「つなぎ法案」の成立について

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ポイント

特別法人税の課税停止措置の延長など、平成23年3月31日で期限切れとなる租税特別措置の期限を3ヶ月延長する「つなぎ法案¹」が平成23年3月31日に成立しましたのでご案内します。

- ✓ 特別法人税の課税停止措置は「平成23年6月30日」まで延長されることになりました。
- ✓ なお、特別法人税の課税停止措置を「平成26年3月31日」まで延長する旨が盛り込まれた税制改正法案²については、平成23年1月に法案提出されたものの審議未了であり、成立の見通しは立っておりません。

1: 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案

2: 所得税法等の一部を改正する法律案

ご参考

【特別法人税とは】

- ✓ 企業年金(DB年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金で、税率は1.173%〔国税1%、地方税0.173%(標準税率)〕です。
- ✓ 企業年金に対して事業主が拠出する年金掛金は損金算入が認められていますが、従業員の給与所得には算入されず、給付を受ける段階まで課税が繰り延べられています。その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するものです。

以上